

【ひとり親家庭等の自立支援の推進】

評価基準	
A	… 計画どおり実施できた。
B	… 計画の50%以上実施できた。
C	… 計画の50%未満しか実施できなかった。
N	… 未実施・該当なし

No	事業名等	所管課	施策目標	事業分類 2	継続等区分	事業対象者	あしかが こどもの笑顔プラン(後期計画)の記載内容	実際の事業内容(左記と変更のある場合)	指標	単位	事業実施状況					評価	備考
											H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度		
1	自立意識の高揚	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(1)相談機能の充実及び自立意識の高揚	継続 変更 廃止	乳児～成人	① 母子自立支援員及び父子家庭巡回指導員等が行う様々な相談を通して自立意識の高揚を図ります。 ② 地域の中でつながりを強める交流の場や機会づくりを促進します。	平成26年10月より、母子自立支援員から母子・父子自立支援員に名称変更	相談件数	件	2,208	2,295	1,984	2,177	2,144	A	
2	ひとり親家庭等の交流推進	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(1)相談機能の充実及び自立意識の高揚	継続 変更 廃止	乳児～成人	① 母子家庭及び寡婦の相互の親睦と情報交換を促進するため、母子寡婦福祉団体が実施する母子・寡婦の活動事業を支援します。 ② クリスマス会など、母子家庭と父子家庭が参加する行事を行い、ひとり親家庭同士の親睦を深めます。		実施件数 参加人数	回 人	3 129	3 126	3 134	2 68	2 91	A	
3	母子自立支援員及び父子家庭巡回指導員による生活・就業相談等の充実	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(1)相談機能の充実及び自立意識の高揚	継続 変更 廃止	乳児～成人	① ひとり親家庭等の生活安定及び自立のための相談に応じます。 ② 地域の民生委員・児童委員、主任児童委員、保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校と連携を図り、日常生活の様々な相談にきめ細かく対応します。また、就業に関する相談や情報提供は、公共職業安定所及び商工会議所等との連携をより強化し、条件がよい就業情報の提供に努めます。		相談件数	件	母2,031 父177	母2,142 父153	母1,865 父119	母2,026 父151	母2,016 父128	A	
4	母子・父子福祉協力員による相談体制の充実	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(1)相談機能の充実及び自立意識の高揚	継続 変更 廃止	乳児～成人	① 地域の身近な相談相手として母子・父子福祉協力員を配置し、相談体制の充実を図ります。		相談件数	件	301	284	265	202	138	B	
5	ひとり親家庭等の福祉施策・制度の情報提供の充実	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(1)相談機能の充実及び自立意識の高揚	継続 変更 廃止	乳児～成人	① 様々な機会を捉え、ひとり親家庭等の福祉施策・制度についてホームページや「ひとり親家庭のしおり」などによる総合的な情報提供を行いません。		相談件数	件	2,208	2,295	1,984	2,177	2,144	A	
6	母子自立支援員及び父子家庭巡回指導員の資質向上	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(1)相談機能の充実及び自立意識の高揚	継続 変更 廃止	乳児～成人	① ひとり親家庭等の相談に対応する母子自立支援員及び父子家庭巡回指導員に対し、養育費に関する知識の取得やキャリアカウンセリング研修の受講など、資質の向上を図り相談機能の強化を図ります。	平成26年10月より、母子自立支援員から母子・父子自立支援員に名称変更	相談員数	人	3	3	3	3	3	A	
7	保育所(園)の優先入所の推進	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(2)子育て・生活支援策の充実	継続 変更 廃止	乳児～成人	① 安心して働いたり求職活動等を十分に行うことができるよう、引き続きひとり親家庭の児童の保育所への優先入所を実施します。		保育所(園)数	箇所	25	25	25	24	23	A	
8	放課後児童クラブの優先的利用の推進	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(2)子育て・生活支援策の充実	継続 変更 廃止	小学生	① 安心して働いたり求職活動等を十分に行うことができるよう、引き続きひとり親家庭の優先的利用を促進します。		クラブ数	箇所	42	40	41	41	42	A	
9	市営住宅の優先入居の推進	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(2)子育て・生活支援策の充実	継続 変更 廃止	乳児～高校生	① 住居に困窮しているひとり親家庭に対する優先入居を推進します。		市営団地数	箇所	26	26	26	26	26	B	
10	母子生活支援施設への入所	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(2)子育て・生活支援策の充実	継続 変更 廃止	妊婦～児童全体	① DV被害や経済的な理由で住宅に困窮する配偶者のない女子と児童の住居を確保します。また、入所者の自立を促進するため、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の教育に関する相談及び助言などの支援を行います。		入所件数	世帯 人	12 34	13 35	13 35	9 19	9 22	A	平成25年度から妊婦の入所を追加

No	事業名等	所管課	施策目標	事業分類 2	継続等区分	事業対象者	あしかが こどもの笑顔プラン(後期計画)の記載内容	実際の事業内容(左記と変更のある場合)	指標	単位	事業実施状況					評価	備考
											H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度		
11	日常生活支援施策の周知及び利用促進	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(2)子育て・生活支援策の充実	継続 変更 廃止	乳児～成人	① 栃木県が実施している母子家庭等日常生活支援事業を必要ときに活用できるよう、積極的にPRを行い、事業の周知を図ります。 ② 日常生活支援事業に派遣される家庭生活支援員の資質向上を図るため、栃木県や母子寡婦福祉連合会などが実施する講習会の参加を促進します。 ③ 母子家庭の母や寡婦を家庭生活支援員として、積極的に活用を図ります。		相談件数	件	306	364	273	216	146	B	
12	公共職業安定所等との連携による就業支援	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(3)就業支援策の充実 A 職業紹介等のための施策	継続 変更 廃止	乳児～成人	① ひとり親等に対する効果的な就業支援を行うため、公共職業安定所等と連携を図り、就業に関する情報や公共職業安定所等で実施する事業の情報の提供を推進します。		相談件数	件	61	72	54	56	31	B	
13	母子自立支援員及び父子家庭巡回指導員による就業相談	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(3)就業支援策の充実 A 職業紹介等のための施策	継続 変更 廃止	乳児～成人	① 公共職業安定所等各種支援機関と連携して、就業・能力開発に関する相談等を行います。		相談件数	件	母303 父 1	母358 父 6	母267 父 3	母370 父 4	母288 父 4	A	
14	事業主に対する啓発	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(3)就業支援策の充実 A 職業紹介等のための施策	継続 変更 廃止	乳児～成人	① 公共職業安定所、県、商工会議所等と連携して、事業主に対してひとり親等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動を行います。		相談件数	件	112	132	98	137	109	B	
15	市及び社会福祉施設等における雇用の促進	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(3)就業支援策の充実 A 職業紹介等のための施策	継続 変更 廃止	乳児～成人	① 市の非常勤職員を募集の際は母子福祉団体等に情報提供するなどひとり親等の雇用の促進に取り組みます。また、社会福祉施設等に対してもひとり親等の雇用の促進に取り組むよう働きかけます。		実施件数	件	35	35	35	35	35	B	
16	母子福祉団体との連携	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(3)就業支援策の充実 A 職業紹介等のための施策	継続 変更 廃止	乳児～成人	① 母子家庭及び寡婦の福祉の増進や就業支援のための事業を行う母子福祉団体に対する支援に取り組むとともに、団体と連携して効果的な就労支援の実施を推進します。		実施件数	件	20	20	20	20	20	B	
17	就業支援講習会等の情報提供の推進	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(3)就業支援策の充実 B 能力開発のための施策	継続 変更 廃止	乳児～成人	① ホームヘルパーやパソコン講習会など就業のために効果的な講座開催の情報提供を推進します。		実施件数	件	20	20	20	20	20	B	
18	母子家庭自立支援教育訓練給付金の給付	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(3)就業支援策の充実 B 能力開発のための施策	継続 変更 廃止	乳児～成人	① 母子家庭の母の雇用の安定及び就業促進を図るため、母子家庭の母に対して、母子家庭自立支援教育訓練給付金を支給します。	平成26年度より、高等技能訓練促進費等事業から高等職業訓練促進給付金等事業に名称変更	支給対象	教育訓練人 高等職業		1 15	0 21	1 21	2 19	A	平成23年度から母子家庭高等技能訓練促進費事業を開始。平成25年度からは、父子家庭も対象となった。
19	技能習得支援及び起業支援の推進	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(3)就業支援策の充実 B 能力開発のための施策	継続 変更 廃止	乳児～成人	① 母子寡婦福祉資金貸付金制度のうち、能力開発を支援する「技能習得資金」や技能習得期間中の生活安定のための「生活資金」を周知するとともに、貸付に際し、能力開発に関する情報を併せて行います。 ② 母子寡婦福祉資金貸付金制度のうち、新たに事業を開始する場合に支援する「事業開始資金」を周知します。また、起業に関する基礎知識を学ぶ研修会や職業能力開発関連のなどの情報提供を推進します。	平成26年10月より、母子寡婦福祉資金貸付金から母子父子寡婦福祉資金貸付金に名称変更となり、父子も貸付の対象となった。	相談件数	件	母303 父 1	母358 父 6	母267 父 3	母370 父 0	母288 父 0	A	

No	事業名等	所管課	施策目標	事業分類 2	継続等 区分	事業対 象者	あしかが こどもの笑顔プラン(後期計画)の記載 内容	実際の事業内容(左記と変更のある 場合)	指標	単位	事業実施状況					評価	備考
											H22年 度	H23年 度	H24年 度	H25年 度	H26年 度		
20	養育費の確保のための広報・啓発	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(4)養育費の確保に向けた支援	継続 変更 廃止	乳児～成人	① 離婚届用紙の配布時や児童扶養手当の申請時、現況届の提出時などに、養育費の取決めや確保のための情報提供を行います。 ② 母子福祉団体等と連携し、養育費の取得手続等についての情報提供を行います。 ③ 離婚しても養育費を支払う義務を負っていることを市の広報紙などで啓発し、養育費支払いについての社会的気運の醸成を図ります。 ④ 離婚協議書を公正証書で作成するなど、養育費の未払いを防止する対策を周知します。		周知件数	件	1,291	1,236	1,217	1,240	1,162	A	
21	法律相談の周知	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(4)養育費の確保に向けた支援	継続 変更 廃止	乳児～成人	① 養育費の取り決めやその履行確保など法律に関する問題を解決するため、市が実施する弁護士による法律相談を周知します。		相談日数	件	56	58	57	58	60	B	
22	児童扶養手当の給付	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(5)経済的支援の充実	継続 変更 廃止	乳児～成人	① 親の離婚や死亡などにより、母子家庭又は父子家庭となった家庭や親に代って子どもを養育している方に対し、児童の健全な成長のために児童扶養手当を支給します。		支給人数	人	1,710	1,742	1,747	1,754	1,702	A	平成22年8月から父子家庭も対象となった。
23	母子寡婦福祉資金の貸付	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(5)経済的支援の充実	継続 変更 廃止	乳児～成人	① 母子家庭及び寡婦の生活安定と母子家庭の児童福祉向上を図るため、就学支度資金・修学資金・就職支度資金・住宅資金等の貸付を無利子・低利子で行ないます。 ② 貸付金の申請時に、個々の事情に応じて就労や自立に向けた相談にも対応し、資金の貸付が借受者の自立に結びつくよう配慮します。	平成26年10月より、父子も貸付の対象となった。	貸付件数 貸付金額	件 千円	69 81,570千円	69 73,628千円	38 37,784千円	26 26,914千円	7 7,788千円	A	平成26年10月より、父子も貸付の対象となった。
24	ひとり親家庭医療費助成	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(5)経済的支援の充実	継続 変更 廃止	乳児～成人	① ひとり親家庭で満18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童を養育している方やその子どもが医療機関にかかった場合に、支払った医療費を助成します。		助成件数	件	27,757	30,767	30,917	26,798	26,051	A	
25	遺児手当	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(5)経済的支援の充実	継続 変更 廃止	乳児～高校生	① 病気や不慮の事故、災害などで両親又はいずれかの親を亡くした子どもの養育者に、義務教育が終了するまでの間、遺児手当を支給します。		支給人数	件 人	49 72	48 69	42 58	45 64	37 54	A	
26	愛のひまわり運動の周知	児童家庭課	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(5)経済的支援の充実	継続 変更 廃止	乳児～高校生	① 足利商工会議所が実施している愛のひまわり運動(母子家庭、障害者、高齢者を対象に加盟店で5%割引で買い物ができる制度)を周知します。		実施人数	人	1,863	1,918	1,844	1,890	1,783	A	